

平成29年第3回定例会 議員提出議案

意見案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書

北海道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心に、雇用・所得の拡大が図られ、地方創生にも大きく貢献するものである。

このような中、北海道をはじめとする各自治体では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や次世代林業基盤づくり交付金等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備など、さまざまな取り組みを実施し、進めてきたところである。

また、国では市町村主体の新たな森林整備を進める財源として「森林環境税(仮称)」の創設に向けた検討を進めている。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速し、地域の特性に応じた森林の整備を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 市町村が継続的に森林の整備などを着実に進められるよう、「森林環境税(仮称)」を早期に創設すること。税制度の創設に当たっては、都道府県の積極的なかわりのもと、森林の整備はもとより木材の利用を含め幅広く活用できる仕組みとすること。
- 2 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。
- 3 森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みに対する支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月29日

北海道音更町議会議長 佐藤和也

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、
文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、
復興大臣

意見案第2号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書

地方自治体は、子育て支援策の充実、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、その果たす役割が拡大する中で、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面している。

こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮など地方財政の歳出削減に向けた議論が加速している。特に、「トップランナー方式」は、民間委託を前提とした地方交付税の算定として導入されたが、客観、中立であるべき地方交付税制度を揺るがすものである。

このため、平成30年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが極めて重要である。よって、国においては、次の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 社会保障、災害対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を把握し、これに見合う地方一般財源の総額を確保すること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域包括ケアシステムの構築など、急増する社会保障に対応するための予算確保及び地方財政措置を講ずること。
- 3 地方交付税における「トップランナー方式」の算定により、地方自治体の行財政運営に支障が生じないように、人口規模、民間企業の違いなど地域の実情に配慮すること。
- 4 住民の生命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、庁舎などの公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象拡大と期間の確保をすること。
- 5 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」「まち・ひと・しごと創生事業費」など、自治体の財政運営に不可欠な財源となっているものについては、現行水準を確保し、経常的に必要な経費に振り替えること。

- 6 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講ずること。
- 7 地方自治体の基金は、地方交付税の大幅削減による自治体財政危機や国際的な経済環境変動といった状況下にあっても、住民の福祉向上のために対応できるよう、財政支出の削減につとめて積み立てたものであり、地方財政計画へ反映しないようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月29日

北海道音更町議会議長 佐藤和也

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、
経済産業大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）、
内閣府特命担当大臣（地方創生担当）

意見案第3号 テロ等組織犯罪準備罪を新設する改正組織犯罪処罰法の廃止を求める要望意見書

政府は、犯罪を計画段階で処罰する「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ「テロ等組織犯罪準備罪」（以下「テロ等準備罪」という。）を新設する組織犯罪処罰法改正案を、先の通常国会に提出し、6月15日、賛成多数により可決、成立した。

本法案は、平成12年11月に国連総会で採択された国際組織犯罪防止条約締結のための国内法整備を理由に立案されたものであり、政府は、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催を控え、テロ対策は最重要課題として、「テロ等準備罪」の新設が必要であるとした。

しかしながら、我が国のテロ防止対策としては、航空機の不法な奪取の防止に関する条約など13の国際条約を締結しており、現行法においても、テロ対策のための予備罪・準備罪・共謀罪・陰謀罪条項を含んだ62の未遂処罰法がある。更には国連の安保理決議などが存在しているなど、国際的要請として「テロ等準備罪」の新設の必要性が認められない。

また、「テロ等準備罪」は、適用対象となる「組織的犯罪集団」や成立要件となる「実行準備行為」の定義が曖昧で、対象となる罪も幅広く、一般市民に適用される懸念は残ったままである。一般市民が犯罪を実行しなくても、犯罪を行うことを相談、計画していると判断されれば、それ自体が捜査対象になる危険性があるとともに、市民運動団体や労働組合が対象となることも否定できな

い。

まだ起きていない犯罪を取り締まるためには、怪しい、危険だと捜査機関が判断した組織、団体、個人を日常的に監視することになりかねず、更には会話の傍受など広範囲に捜査手法が拡大する恐れがあり、一般市民に対する監視、プライバシー、内心の自由の侵害が危惧される。

我が国の刑事法は、犯罪が行われた段階で処罰する既逐処罰が原則であり、改正法は人権侵害につながる恐れがあるものと懸念される。よって本議会は、テロ等準備罪を新設する改正組織犯罪処罰法の廃止を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月29日

北海道音更町議会議長 佐藤和也

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣